

**不正軽油にダマされるな！！  
—10月は全国不正軽油撲滅強化月間です—**

不正軽油とは、県の税金である軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油や重油などを混ぜた燃料や、自動車の燃料として使用される灯油や重油のことをいいます。

不正軽油の製造・運搬・販売・使用は、軽油引取税の脱税にとどまらず、公正な市場競争を阻害し、環境や県民の健康にも重大な影響を与える犯罪行為です。

10月は「全国不正軽油撲滅強化月間」として、不正軽油撲滅の取組を全国で強化しています。

県では、平成14年に「埼玉県不正軽油撲滅対策協議会」を設立し、不正軽油の撲滅に取り組んでおり、今年度は次のような対策を実施します。

## 1 不正軽油 110 番

「異常に安価な軽油の売り込みを受けた」、「黒い排気ガスを出しながら走行するトラックを見た」など不正軽油に関する情報がありましたら「不正軽油 110 番」までお寄せください。情報提供者の個人情報を守秘しますので、情報提供の際には、日時や場所等なるべく詳しい情報をお願いします。

埼玉県総務部税務課課税担当 048 (830) 2658

電子メール a2640-06@pref.saitama.lg.jp

## 2 ラジオ放送広告

FM NACK5において、令和3年10月1日(金曜日)から31日(日曜日)まで、不正軽油に関する情報提供を呼びかける2種類の20秒広告を放送します。

### 3 SNS

Facebook や Twitter などの SNS を活用し、県公式アカウントを通じて不正軽油に関する情報提供を呼びかけます。

### 4 広報紙

県広報紙「彩の国だより 10月号」に情報提供を呼びかける記事を掲載するほか、県内各市町村の広報紙に記事の掲載を依頼します。

### 5 PRポスター等

令和3年度不正軽油撲滅に係るポスターやチラシを、県税事務所、道の駅や関係団体に配布し掲示することにより、不正軽油の違法性を周知します。



埼玉県不正軽油撲滅対策協議会  
 〒305 埼玉県税務部税務課  
 電話：048-830-2658  
 E-mail: s2640-06@pref.saitama.lg.jp

令和3年度ポスター、チラシ (表)

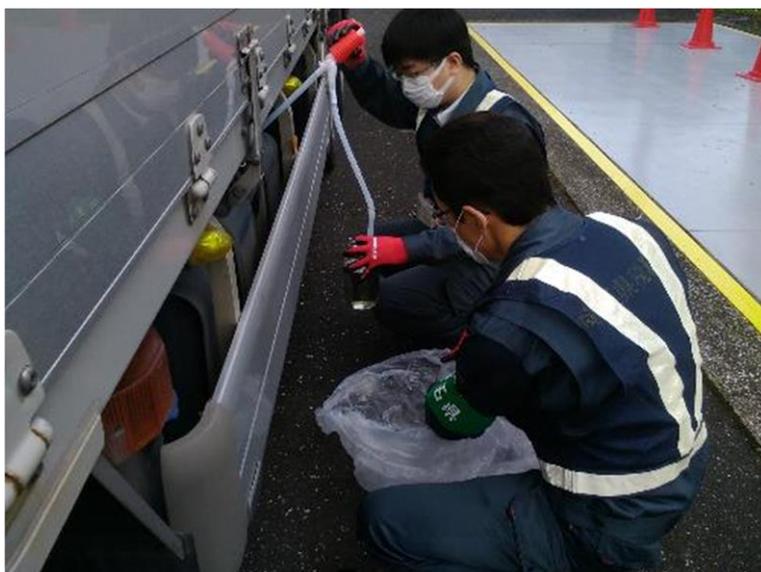


チラシ (裏)

## 6 燃料の採取調査の実施

### ○路上採取調査

県税事務所、環境部及び埼玉県警が連携して、主要幹線道路等において、ディーゼル車両のタンクから燃料を採取します。



昨年度の様子

### ○大口需要者等採取調査

軽油の大口需要者や石油製品販売業者等の燃料貯蔵タンク及びディーゼル車両のタンクから燃料を採取します。

### ○公共工事現場採取調査

県税事務所、環境部及び県土整備部が連携して、ディーゼル車両のタンクから燃料を採取します。

## **参考 埼玉県不正軽油撲滅対策協議会構成団体**

- (1) 一般社団法人埼玉県建設業協会
- (2) 埼玉県石油業協同組合
- (3) 一般社団法人埼玉県トラック協会
- (4) 一般社団法人埼玉県バス協会
- (5) 一般社団法人埼玉県ダンプカー協会
- (6) 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
- (7) 関東信越国税局
- (8) 関東経済産業局
- (9) 関東運輸局埼玉運輸支局
- (10) 埼玉県警察本部
- (11) 埼玉県